

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

| 順番 | 条 文 | 対応区分 | 意見の要旨 | 反映に関する考え方 |
|----|--|------|--|---|
| 1 | <p>長崎県は、その自然的・地理的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流など様々な災害発生要因を内包しており、尊い人命と貴重な財産が災害によって度々失われてきた。</p> <p>中でも、昭和32年7月の諫早大水害、昭和57年7月の長崎大水害、平成2年から平成7年まで続いた雲仙普賢岳噴火災害では、甚大な被害が生じ、多くの尊い人命が失われたことは、今でも多くの県民が記憶しているところである。</p> <p>近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大型化が懸念されており、本県においても、今後ますますこうした災害に警戒する必要性が高まっている。</p> <p>さらには、雲仙活断層群を始めとした活断層が確認されている地域だけでなく、これまで地震が想定されていなかった地域においても、大きな地震が発生する可能性があり、その対策が急務となっている。</p> <p>また、本県は、玄海原子力発電所から最短で8.3kmの距離にあることから、万一原子力災害が発生した場合には、本県も大きな影響を受ける可能性が高い。</p> <p>県は、これまで、様々な災害の発生に備えて、市町及び防災関係機関と連携して各種の防災対策を進めてきたところである。しかしながら、大規模災害による被害を最少化するためには、行政による防災対策のみならず、県民自らが防災対策を講じるとともに、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保することが必要である。</p> <p>ここに、私たちは、災害に強い長崎県を実現するため、県民、地域、事業者、市町及び県がともに力を合わせて防災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。</p> | A | <p>第1段落目に「火山噴火」を入れるべき。第6段落目に地域社会の状況を入れるべき。高齢化、コミュニティの低下、過疎化等の災害を取り巻く環境の変化、自主防災組織の重要性の言及。最後の段落に「減災」を入れたい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、第1段落に「火山噴火」を加え、第6段落において高齢化や過疎化など災害を取り巻く環境の変化について言及し、最後の段落に「たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる」を加えることとします。併せて、第2条第3項で減災が防災対策に含まれることを追加します。</p> |
| 2 | <p>(円滑な避難) 第14条 〔略〕 2 〔略〕 3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、地域住民の安全を確保するため、地域住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者及び旅行者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。 4 〔略〕</p> | A | <p>自主防災組織に旅行者のことまで課すのは無理ではないか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「及び旅行者」を削除します。</p> |
| 3 | <p>(防災教育等の機会の確保等) 第24条 県は、県民等が行う防災対策が円滑に行われるよう、市町及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。 (1) 〔略〕 (2) 防災推進員(自主防災組織による防災対策において中心的役割を担う者をいう。)その他防災対策の推進に資する人材を育成すること。</p> | A | <p>括弧書きに「事業所等も含む」としてはどうか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、「自主防災組織」の次に「、事業所等」を追加します。</p> |
| 4 | <p>(防災に関する施設等の整備) 第28条 県は、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、その管理する道路、河川、港湾、漁港、学校その他の施設について、計画的に整備するよう努めるものとする。</p> | D | <p>「努めるものとする」であれば、県管理以外の施設、関係機関や市町等の施設についても文言を入れてはどうか。</p> | <p>県の条例であるため、国の出先機関等防災関係機関が管理する施設に対する努力義務を課すことは、行き過ぎであると考えます。また、この条例に規定する市町の基本的な施策については、ソフト面での対応に重点を置くこととしており、ハード面での対応は規定しておりません。</p> |
| 5 | <p>(災害時要援護者への支援) 第31条 県は、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする。</p> | D | <p>「努めるものとする」でもいいのではないか。</p> | <p>県の基本的施策を規定している条文であるため、表現を弱めることは避けたいと考えます。</p> |

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

| 順番 | 条 文 | 対応区分 | 意見の要旨 | 反映に関する考え方 |
|----|---|------|---|--|
| 6 | (旅行者の安全の確保) 第32条 県は、旅行者の安全の確保を図るため、市町及び防災関係機関と連携して、県内外の観光地等における災害の発生の状況に関する情報の提供、災害時の避難場所への誘導等必要な措置を講ずるものとする。 | D | 「努めるものとする」でもいいのではないが。 | 県の基本的施策を規定している条文であるため、表現を弱めることは避けたいと考えます。 |
| 7 | (防災ボランティアへの支援等) 第33条 【略】 2 県は、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策に関するボランティア活動への参加について啓発するよう努めるとともに、当該ボランティア活動に参加するために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。 | A | 「県民」は文章中に必要ないか。 | ご指摘を踏まえ、「、県民等に対して」を追加します。 |
| 8 | (災害復旧及び復興の推進) 第37条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害を受けた地域の復旧及び復興の円滑かつ計画的な実施を推進するものとする。 | B | 被災者の生活支援・生活再建の支援がない。少なくとも情報提供はないといけない。 | 災害復旧及び復興に当たっては、被災者の生活支援・生活再建は重要な要素の1つであり、条例に沿って対策が取られていく中で当然に反映されていくものと考えます。 |
| 9 | (県の責務) 第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進しなければならない。 | C | 「県民の生命、身体及び財産並びに企業・産業を災害から保護するため、市町及び防災関係機関、事業者と連携し」として、企業を追加する方が望ましいと思う。 | 企業防災は第一義的には企業の自主的な取組によってなされるものと考えていますが、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 |
| 10 | (防災に関する意識の高揚等) 第9条 県民は、防災訓練に参加すること、県、市町又は防災関係機関が提供する災害等に関する情報を活用すること等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。 2 事業者は、定期的に防災訓練等を実施することにより、従業員に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。 | C | 県・市町村の防災訓練に、中・高校生や若者の参加を検討してほしい。防災教育の一環でもある。 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 |
| 11 | (災害教訓の伝承) 第10条 県民は、過去に経験した災害から得られた教訓を伝承し、今後の防災対策に活かすよう努めるものとする。 | C | 災害教訓をデータベース化し防災啓発活動に生かしてほしい。 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 |
| 12 | (自主防災組織の活動への参加) 第11条 県民は、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。 | B | 自主防災組織の結成を促し地域防災リーダーと連携してほしい。 | 県はこれまでも自主防災組織の育成に取り組んでいますが、今後とも十分対応していきたいと考えます。 |

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

| 順番 | 条 文 | 対応区分 | 意 見 の 要 旨 | 反 映 に 関 す る 考 え 方 |
|----|--|------|--|---|
| 13 | <p>(円滑な避難)</p> <p>第14条 県民は、災害に備えて、あらかじめ、自ら災害等に関する情報を収集するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自主的に避難するよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、避難のための立退きの勧告等があったときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者及び旅行者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、地域住民の安全を確保するため、地域住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者及び旅行者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、その所有又は管理する施設の利用者、従業員及び周辺地域の住民（以下この項において「施設利用者等」という。）の安全を確保するため、施設利用者等に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。</p> | B | <p>防災無線の整備、自治会役員・防災推進員などへの一斉メール送信できるような体制づくりを検討してほしい。災害時要援護者対策も課題。道路浸水・崩壊などが想定されるため、避難経路情報、複数の避難場所の確保もしてほしい。</p> | <p>県はこれまでも情報伝達の体制整備、災害時要援護者対策、避難対策に取り組んでいますが、今後とも十分対応していきたいと考えます。</p> |
| 14 | <p>(避難計画の策定等)</p> <p>第21条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等について定めた避難計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町は、避難場所への誘導のための標識の設置その他円滑な避難に資するための措置を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 市町は、第1項の避難計画の策定に当たっては、福祉避難所（通常の避難所においては生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための設備等を整えた避難所をいう。）を指定するよう努めるものとする。</p> <p>4 市町は、避難所の運営における女性の参画を促進し、避難所の運営が男女双方の意向に配慮したものとなるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> | B | <p>防災無線の整備、自治会役員・防災推進員などへの一斉メール送信できるような体制づくりを検討してほしい。災害時要援護者対策も課題。道路浸水・崩壊などが想定されるため、避難経路情報、複数の避難場所の確保もしてほしい。</p> | <p>県はこれまでも情報伝達の体制整備、災害時要援護者対策、避難対策に取り組んでいますが、今後とも十分対応していきたいと考えます。</p> |
| 15 | <p>(防災ボランティアへの支援等)</p> <p>第33条 県は、被災地の状況に応じた災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、平常時から防災対策に関するボランティア団体と連携するよう努めるとともに、当該団体に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策に関するボランティア活動への参加について啓発するよう努めるとともに、当該ボランティア活動に参加するために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。</p> | C | <p>災害ボランティア団体へ財政支援してほしい。</p> | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | <p>その他</p> | C | <p>「ペット同行避難」を基本的な施策に加えてほしい。</p> | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> |